

令和8年度 いじめ防止基本方針

春日井市立坂下中学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が、いじめ防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」）のために、全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。いじめを生み出さない風土をつくるとともに、生徒一人一人が「大切にされている」という実感をもち、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒に「自己肯定感」や「自己有用感」を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

構成員は、校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等とする。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや学級力アンケート、教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、関係機関と情報を共有し、連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう、継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート（年3回）や学級力アンケート（年3回）、教育相談（年2～3回）を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 「被害生徒を守り通す」という姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに、警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

「重大事態」とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき

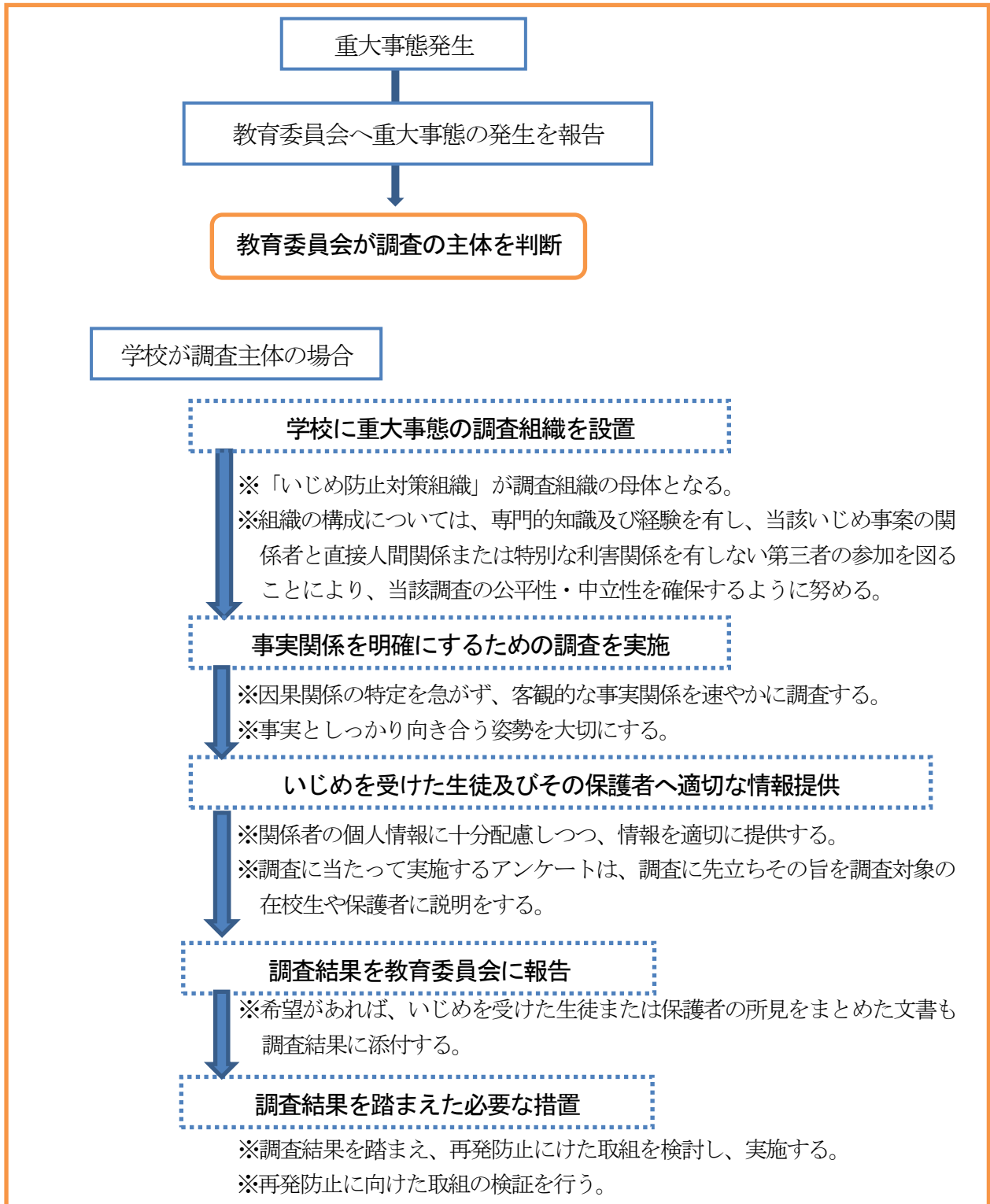
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する情報共有を日頃から行い、生徒理解やいじめ対応に教職員が組織的に対応する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者地域との連携	
4月	P ↓	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○SCを生徒・保護者へ周知 ○保健室の周知 ○学級開き・学年開き	○いじめ相談窓口の生徒・保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月		D	○現職教育①「生徒理解と学級づくり」 ○野外学習（2年） ○顔合わせ交流（★1年）	○「いじめアンケート」	
6月	C ↓		○修学旅行（3年） ○情報モラル講習	○教育相談週間	○学校評議員会
7月		C	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○保健指導（人間関係） ○暑中見舞い交換交流（★）	○「いじめアンケート」
8月	A ↓	○中間評価→検証			
9月	P ↓		○スポーツレク大会	○身体測定 ○「いじめアンケート」	
10月		P	○現職教育②（ケーススタディ）	○文化祭 ○文化祭交流（★2年）	
11月	D ↓		○学校保健委員会 ○地域クリーン作戦（3年） ○福祉体験学習（1年）	○教育相談週間 ○「教育相談アンケート（いじめアンケート）」	
12月		D	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話） ○保健指導（命の大切さ） ○年賀状交換交流（★）	
1月	C ↓				
2月		A	○自己評価	○ゲーム交流（★2年） ○冬の交流会（★1年） ○お別れ交流（★3年）	○「いじめアンケート」
3月	P ↓	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し			
通年		Pへ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○日常授業改善	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート・スクールライフノート

※ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

★…春日台特別支援学校との交流